令和７年（フ）第１０３６号
仙台市青葉区赤坂２丁目14番地の18、開始決定時の住所仙台市太白区鈎取本町２丁目７番８号　エスポワール鈎取205
破産者　矢野　巧馬
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２５２号
仙台市泉区上谷刈６丁目４番40号　リバティ八乙女203
破産者　西田　尚大
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３０２号
仙台市泉区泉中央２丁目15番地の19　シュアヒルズＡ―101
破産者　佐藤　知彦
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３５７号
宮城県気仙沼市唐桑町馬場243番地６、開始決定時の住所仙台市太白区越路28番24号　ベルグラン越路Ⅳ―102
破産者　村上　天渡
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３６３号
仙台市青葉区国見１丁目３番11号
破産者　遠藤　芳子
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第８２号
宮城県東松島市大曲字筒場117番地３　阿部住宅７、開始決定時の住所宮城県東松島市あおい一丁目17番地５
破産者　阿部　幸広
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第５０号
宮城県石巻市渡波字沖六勺１番地78
破産者　杉山　和志
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第３７号
秋田県能代市通町８番10号
破産者　阿波野むつ子
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第６号
茨城県鹿嶋市大字宮津台210番地10　潮騒ジョブトレーニングセンター
破産者　井口　幸一
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和６年（フ）第１１６号
栃木県栃木市藤岡町甲1768番地１
破産者　吹沢　義之
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第５４号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁122番地39　ハイツイーストⅠ　１Ｆ
破産者　新里　憂香
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第１９５７号
埼玉県川口市大字芝3753番地の６
破産者　瀬尾　拓也
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４１３号
埼玉県鴻巣市大芦4567番地22
破産者　熊谷　優子
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５７６号
埼玉県川口市八幡木２丁目９番地の８　レオパレスシャルマン104号
破産者　小池　幸二
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７３０号
埼玉県川口市芝２丁目２番25号
破産者　萩原　　強
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７６９号
さいたま市西区三橋６丁目82番地２
破産者　本荘紗央里
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８１０号
埼玉県川口市飯塚３丁目９番38―107号　川口プラザＢ
破産者　下津佐正道
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２２２号
埼玉県飯能市大字飯能682番地
破産者　島田　聡英
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２２３号
埼玉県飯能市大字飯能682番地４
破産者　島田　里子
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部